

ICAP レポート

ICAP レポート 20. アルコール飲料に関する消費者への情報

2008 年 1 月

要約: アルコール飲料に関する消費者への情報は *事実情報*と *嗜好性情報*という密接に関係した二種類の情報から成り、これには飲酒の傾向、量、習慣、飲酒時の行為などに関する忠告が含まれる。このICAPレポートでは特にアルコール飲料に関する事実情報に注目し、さらにそれらの情報がどのように消費者に提供されているかを国別に分析する。必要に応じてICAP (国際アルコール政策センター) の [スポンサー](#) 企業であるワイン、蒸留酒、ビールの製造者が参照例として挙げられている。本レポートは製品ラベルに関する 43 力国およびEU (欧州連合) のデータをまとめた別表に付随する (表の詳細は [ここ](#) から)。

ICAP レポート 19. 低アルコール飲料

2007 年 4 月

要約: 低アルコール飲料は主なアルコール飲料の種類(ビール、ワイン、蒸留酒)のそれぞれにおいて製造されている。このようなアルコール飲料があるということは、飲料メーカーが消費者のライフスタイルや健康への指向、価格への敏感さ、また嗜好を反映してより幅の広い製品を提供したいという考え方の現れである。

このレポートは LAB(低アルコール飲料)について、アルコール飲料メーカー、政府、消費者の観点から検討するものである。報告書は出回っている LAB のタイプの概観、傾向などを特定するとともに、関連した研究などを一覧するものである。

ICAP レポート 18. アルコール税

2006 年 5 月

要約: 他の商品と同様、アルコール飲料も課税の対象である。この ICAP レポートでは、アルコール飲料に課せられる物品税 (酒税) の概念を説明する。物品税とは、特定の商品や取引の売上あるいは使用に対して課せられる間接税であり、国、県、市政府レベルで課税され、多くの場合、複数のレベルの組み合わせである。物品税のコスト自体は、多くの場合、消費者に価格として課せられ、その結果、消費者の需要に圧力をかけることになる。課税の主な目的は国庫収入を得ることである。しかし、政府は、アルコールを入手しにくくすることで、乱用や危害を減らそうとしたり、貿易障壁を設定し、輸入製品より国産品の売り上げを促進しようとするなど、酒税を他の目的にも利用する。消費、乱用、問題を減らすための公衆衛生および社会的ツールとしての課税および価格政策の効果については、多くの議論がなされてきており、様々な方向からの考察が可能である。アルコールに関する政策作りに当たる政府は、事業の自由と消費者のアルコール商品へのアクセス権確保と市民保護のバランスをとらなければならない。つまり、理不尽な負

担を消費者に負わせたり、選択の幅を狭めたり、公正な貿易を制限することで生産者を苦しめたりすることのない課税レベルの決定も含まれる。

ICAP レポート 17. アルコール飲料産業の構造

2006 年 3 月

要約: この ICAP レポートでは、アルコール飲料産業の概略、性質、範囲を説明し、アルコールの社会的・公衆衛生的側面への取り組みに貢献する組合や SAO などの業界団体あるいは業界支援団体を紹介する。この 25 年の間に、アルコール飲料産業は大きな変化を見せてきた。特に、ブランド品と地元生産の密造の関係、ブランドの国際化、幾つかの多国籍メーカーの統合などである。こういった動きはアルコール飲料業界に限ったものではないが、この間に、国内・国際取引で、あらゆる分野に大きな影響を与えた。こういった変化にかかわらず、世界各地で生産され消費されるアルコールのほとんどは、依然、密造であり、合法でない。このアルコール飲料産業及びその構造の概観は商業分野を理解する上で助けになるが、世界的な公衆衛生、社会、貿易の問題を提起する際、市場の著しい多様性を念頭においておくことも大切である。

ICAP レポート 16. アルコール教育とその効果

2004 年 12 月

要約: アルコール関連問題の予防ツールとして、教育は再三活用されている。多様な形式、内容を備え、広い対象を相手にし、非公式な教育同様、公式な教育の枠組みも取り込んでいる。ある特定の飲酒パターンから生まれる問題を予防する上で、教育が効果的なアプローチなのかどうか、他の政策や予防措置と区別して見る必要があるかについては、かなりの議論がなされている。今回の ICAP レポートでは、その議論を説明し、一般の人々、特殊グループ（若年層などリスクを抱える層）特定の行動（飲酒運転、アルコール飲料の販売・サービス）を対象にしたアルコール教育への様々なアプローチを概観する。

ICAP レポート 15. 飲酒パターン：理論から実践まで

2004 年 4 月

要約: 1998 年、ICAP、国際アルコール政策センターは「*飲酒パターンとその影響*」(*Drinking Patterns and Their Consequences*) を出版した。飲酒が引き起こす結果については、良くも悪くも、どれだけ飲むかという量の問題より、どう飲むかが重要だという、当時比較的目的新しい考え方を支持する証拠を挙げた。以来、徐々にパターン・アプローチがこの分野で正当な概念となってきた。アルコールに関する調査だけでなく、予防、政策作りについて、ますますそうなっている。前出の出版から 5 年たったいま、今回の ICAP は飲酒パターンを再度取り上げ、この分野の概略及び、アルコール関係の調査、政策への適用における最近の傾向を概観する。入手可能な調査結果が限られているので、このレポートが包括的なものとはいえない。パターン・

アプローチによって、飲酒行動の多様性が明らかになり、理論がどのように実践に生かされているか、その一端を垣間見ることを目指している。

ICAP レポート 14. 国際飲酒ガイドライン

2003 年 1 2 月

要約: アルコール消費に関連する潜在的リスクとメリットを理解することは、害を防ぐ道具として大変役に立つ。こういった情報を提供するため、多くの国々で政府機関や準政府機関が成人市民（法定飲酒年齢を超えた者）にアルコール消費に関するガイドラインを配布している。今回の ICAP レポートでは、こういった飲酒に関する勧告の背後の理屈を詳しく調べ、様々な国の飲酒ガイドラインを比較する。

ICAP レポート 13. アルコールと職場

2003 年 8 月

要約: かつては職場にもよく姿を現していたアルコールだが、最近では、余暇の方への移動が進んでいる。職場環境で、高いレベルの専門性と技能が求められるようになり、職場では、明らかに飲酒が不適切になってきた。アルコールが仕事の効率に与える影響については、多くの文献がある。ある環境や職種については、飲酒や職場に伴うリスクは深刻な結果をもたらし、飲酒者のほかに多くの人々に影響を与える恐れがある。今回の ICAP レポートは、アルコール飲料がその特徴、及び潜在的影響から特別な役割を果たす交通産業、アルコール飲料産業、ホスピタリティ産業の三つの産業について調査している。それぞれの産業で、アルコールと職場という問題がどのように取り上げられ、従業員やその他影響を受ける可能性のある人々の安全を守るためにどのような取り組みがなされているかをまとめている。

ICAP レポート 12. 暴力と酒類販売許可所

2002 年 1 1 月

要約: バーなど酒類販売許可を受けたところ、あるいはその周辺でいかに暴力を予測、管理、抑制するか、この 10 年ほど、関心が高まっている。今回の ICAP レポートでは、暴力と闘うための予防戦略とその基礎となる理論を説明する。ここで関連してでてくる二つの問題、酒類小売販売店の密集度とアルコール販売が許可されている時間、曜日については、このレポートでは扱っていない。どのような環境であっても、酒類販売許可を受けた店が責任ある経営を行うにはどうすればいいかということに焦点が置かれている。レポートでは、正当な酒類販売方法の認知、店の物理的デザインへの注意、販売スタッフ及び入り口の警備スタッフへの適切な訓練など安全な飲酒環境につながる要素を概観し、裾野の広いコミュニティ・パートナーシップの重要性を説明する。調査文書のほとんどはアングロサクソン文化における飲酒文化についてであることを、注記するが、それでも、他の文化の参考になる点もあると考える。

ICAP レポート 11. 世界的血中アルコール濃度制限

2002 年 5 月

要約: 特に公道における自動車運転において、飲酒運転を禁じる規制確立の必要があるという点で、多くの国々は合意している。規制の実施、飲酒運転の防止のためには、自動車を運転する場合の血中アルコール濃度 (B A C) の最大許容値設定が役立つ。多くの国々で、B A C の最大許容値が法的に設定されているものの、それぞれの国で、線引きに大きなばらつきがある。今回の I C A P レポートでは、世界的な B A C 許容範囲を概観し、設定の理屈と最近の歴史的背景、制度の実施と懲罰制度を説明する。飲酒運転の許容範囲を定めることが、包括的解決策のひとつの側面として、もっとも効果が高いと思われる。包括的解決策としては、飲酒運転によるリスクについての市民教育強化、関係法規の実施、酒を提供する場で客の酩酊状態がわかるように、職員に訓練を施したり、客が飲酒運転する代わりに無料の送迎サービスを提供することなどがある。

ICAP レポート 10. アルコールと「特殊な人々」：生物的にアルコールに弱い人々

2001 年 1 1 月

要約: 節度のある飲酒を行う人々のほとんどは飲酒から喜びを引き出し、悪影響はほとんど経験しない。一部、適正なアルコール消費が健康促進に結びつく場合もある。しかし、人と場合によっては、少量のあるいは節度あるアルコールが問題を起こしてしまうことがある。この I C A P レポートでは、アルコールの影響を受けやすい人々の生物学的素因について概観する。特に、アルコールの影響を受けやすくする要因 (例：遺伝子的、健康状態、性別、年齢など) と、こういったアルコールの影響の受け易さが政策勧告に与える意味について述べる。

ICAP レポート 9. アルコール飲料広告の自主規制

2001 年 1 月

要約: 公共政策の重要な要素として、民間企業による自社製品情報に関する広報活動の基準作りがある。業界による広告における何らかの自主規制は多くの国々で広く行われている。今回の I C A P レポートでは、アルコール飲料の広告に関する自主規制の概念を説明する。自主規制を行っている国のほとんどは、アルコール飲料に関し、特定の規範を持ち、ある種の法的枠組みの中で実施している。このレポートでは、様々な規範の要素と実際の適用を概観し、オーストラリア、オランダ、南アフリカ、英国、合衆国、E U 欧州連合のケース・スタディをまとめている。広告は、スポンサーシップ、販促、インターネットなどの商業的広報活動のひとつと認識されている。

ICAP レポート 8. 禁酒主義者はだれか？

2000 年 6 月

要約: 何を飲むのか、なぜ飲むのか、どのように飲むのか、と飲酒する人のほうに注目が集まっているが、反対側、つまり様々な理由で飲酒しない人々についての関心が低い。飲酒者と禁酒者

の割合は文化によって、また、同じ人口の中でも、社会、経済、政治的要素で変わるだろう。今回のICAPは様々な文化における禁酒者、その人口統計、類似点・相違点、多岐にわたる禁酒の理由について取り上げる。今回のレポートにあるデータはアルコール分野における専門家らによって実施された国際調査の予備結果も反映している。

ICAP レポート 7. アルコール乱用に関するコスト算出：パターン・アプローチに向けて

1999 年 8 月

要約: 飲酒政策など社会政策に関する議論は、多くの場合、経済的枠組みで行われる。経済的分析は、多くの場合、政策決定者が、アルコール乱用による健康及び社会的負の結果を軽減する方策を生み出す助けになる。経済的解釈への関心は、特に、税制規準とかかわってくるため、依然として高い。社会的負担が伝統的にアルコール関係の経済研究の焦点となってきた。今回のICAPレポートでは、アルコールの社会的負担がどのように発達してきたかを説明し、依然残る問題を概観し、政策への影響を議論する。社会におけるアルコール利用の免疫学的、文化的、生物医学的理解がパターンベースのアプローチに向かっているため、消費者を特定し、差別化する経済的研究は、益々有用になっている。

ICAP レポート 6. 妊婦の飲酒に関しての政府政策

1999 年 1 月

要約: このレポートは、妊婦の飲酒に関する政府のガイドラインを比較したものである。この問題は、妊娠中の過度の飲酒とFAE（胎児性アルコール作用）・FAS（胎児性アルコール症候群）の関係を主な理由として、この10年間、関心が高まっている。このレポート内の16カ国は、ICAPの情報提供依頼に応じた国々である。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国である。中には、妊婦に対しあるいは妊娠を望む女性に対して飲酒に関して公式の勧告のない国もある。政策が明示されている国々の中では、多くの場合、特に妊娠初期の3ヶ月間は妊婦は飲酒すべきでないと勧告している。

ICAP レポート 5. 「アルコール飲料の標準量」とは何か?

1998 年 9 月

要約: アルコール飲料の標準量設定は、アルコールが販売される場所では、長年にわたって、実施されてきた。販売免許を受けた場所で、酒を注いで測るものが、客に販売される飲み物のアルコール量を標準化し、免許発行当局によって管理されている。公衆の健康という点から、「アルコールの標準量」という概念は、人々が健康を害さない常識的な範囲で飲酒しているかどうか、また、飲酒の健康へのよい影響を経験できるかどうかを人々に勧告する道具として、導入された。

飲酒教育の一部でアルコール飲料の標準化は中心的役割を果たし、政府による飲酒に関する勧告・ガイドラインを実施するうえで実践的な方法として用いられてきた。アルコール標準量の基礎を成す前提は明確なものの、適用方法となると、混乱をきたす場合がある。定義が多岐にわたるため、国際的比較が難しくなっている。他国の飲酒ガイドラインを解釈する際、あるいは国同士比較する際、このばらつきは多くの場合考慮されない。一貫した計量標準が欠けていることが、調査を困難にしている。

ICAP レポート 4. 飲酒年齢制限

1998 年 3 月 (2002 年 3 月更新)

要約: 今回の ICAP レポートでは、多くの国におけるアルコール飲料の法定消費・購入最少年齢について調査している。多くの国は、18 歳を最年少にしている。法定飲酒年齢とは、アルコール飲料を消費することのできる最低の年齢をさす。消費の最少年齢は、購入の最少年齢と異なる場合がある。購入に関しての最少年齢の法制化のみを行い、消費に関しては、最少年齢を定めていない国もある。また、飲酒年齢に関する法律について、オランダ、ニュージーランド、アメリカ合衆国の 3 カ国で行った調査結果も検証している。

ICAP レポート 3. 健康への警告ラベル

1997 9 月

要約: 政府、調査機関、各種団体、アルコール飲料業界は、過度の飲酒は問題を起こす可能性があるという常識的な事実を、一般市民に想起させるため多大な努力を果たしている。数カ国において、国のレベルで、アルコール飲料の容器に健康に関する警告ラベルをつけることが義務付けられている。今回の ICAP レポートでは、どの国が、アルコール飲料の容器に健康に関する警告ラベルをつけているか、ラベルの内容、ラベル使用の理由を可能な限り探っている。また、レポートでは、こういったラベルの効果についての著述も概観している。

ICAP レポート 2. 大量飲酒の制限

1997 4 月

要約: 今回の ICAP レポートが焦点を当てるのは、短い時間内に酩酊状態に至るまでアルコールを消費すること、世界のメディアによって大きな注目を集めている飲酒パターンである大量飲酒 (ビンジ・ドリンキング) である。科学界及び公衆衛生団体によって、より公式な数量的定義が試みられているが、国によってまた、科学的文書の中でも定義は大きく異なっている。世界的に一定の定義を得ることは非現実的なようだが、それぞれの明確な定義は事後の標準化を可能にし、より適切な比較ができるようになる。一方、「ビンジ (酒盛り・飲み過ぎ)」といった、あいまいな呼び名を捨て、自分の行動に責任を持つ飲酒と向こう見ずな飲酒を明確に区別すべき時が来たと言えるだろう。明快な定義による飲酒パターンの分類が、その第一歩となるだろう。

ICAP レポート 1 (補遺). 「栄養と健康：アメリカ国民に対する食物ガイドライン」と「常識的な飲酒」の比較

1998 年 6 月

要約: ICAP レポート 1 (安全なアルコール消費: 「栄養と健康: アメリカ国民に対する食物ガイドライン」と「常識的な飲酒」の比較)出版のあと、レポートは公衆衛生・調査関係者、アルコール飲料業界および関連業界、SAO (ソーシャル・アスペクツ・オーガニゼーション)、世界各国の政府関係組織、WHO 世界保健機関、世界銀行など国際機関、合衆国・英国の一部メディアにも広く入手可能になった。レポートへの反応は、圧倒的に前向きなものだったが、更なる議論を必要とする問題も多く提起された。この ICAP レポート 1 補遺は、英国と合衆国のガイドラインにおける健康に関する勧告の背景を加え、アルコール標準量の問題について議論するものである。補遺には、他国政府によって公にされている飲酒の程度に関する勧告も提供する。

ICAP レポート 1.安全なアルコール消費: 「栄養と健康：アメリカ国民に対する食物ガイドライン」と「常識的な飲酒」の比較

1996 年 2 月

要約: 1995 年 12 月に英国およびアメリカ合衆国政府は、それぞれアルコール消費に関するガイドラインを発表した。両国の文書の類似点と相違点をこのレポートで要約する。全体的に見て、合衆国のガイドラインによる解釈は(「栄養と健康：アメリカ国民に対する栄養ガイドライン」*Nutrition and Your Health: Dietary Guidelines for Americans*) より一般的で、勧告内容も控えめであるが、英国のガイドラインは(「常識的な飲酒」*Sensible Drinking*) 問題を個別に取り上げ、裏づけを評価しようとしている。どちらのガイドラインも各政府の政策変更を反映している。英国のガイドラインは、初めて、アルコールを前向きな食事の要素として扱っており、「アルコール飲料は、人類の歴史を通じて、多くの社会において、食事の喜びを促すために用いられてきた」と述べている。また、さらに重要な点として、両国のガイドラインが節度あるアルコール消費は健康上の助けになると初めて指摘している点が挙げられる。